国立国会図書館国際子ども図書館
来館利用上のお願い

国立国会図書館国際子ども図書館では、国立国会図書館資料利用規則（令和４年国立国会図書館規則第１号）に基づき、「国立国会図書館国際子ども図書館の利用に係る遵守事項等について」（令和４年国図子 2204272 号）によって、来館利用者に注意していただきたい事項などを定めております。

これは、国際子ども図書館が、大勢の方に良好な図書館サービスを提供するために、また、国民の文化的財産である当館所蔵資料を永く保存して将来の国民の利用に供するために、特にお願いするものです。

利用者各位におかれましては、
次に掲げる事項をお守りいただくようお願いします。

１　全般的禁止行為

館内においては、次の行為を禁止します。

（1）不必要に大声を出して騒いだり、機器等の音を含め大きな物音を立てたりすること。
（2）他の利用者や職員等に対して暴力を振るったり、痴漢行為や性的嫌がらせを行ったりすること。
（3）他の利用者や職員等に対してつきまとい、面会の強要、暴言を吐く等の威嚇行為、侮辱行為を行うこと。
（4）館内に刃物類等の危険物、傘、動植物等の館内の安全又は資料の保全に支障を及ぼすおそれがあるとして国際子ども図書館が持込みを不適当と判断した物を持ち込むこと。
（5）使用を許可されている場所以外で、携帯電話等の機器を使用して通話したり、録画・録音機能、カメラ機能、スキャナー機能等を使用すること。
（6）使用を許可されている場所以外の電源を使用すること及び図書館利用上必要な目的以外の目的で電源を利用したりすること。
（7）指定された場所（休憩・飲食・授乳スペース、カフェテリア等）以外の場所で飲食すること。
（8）喫煙（無煙タバコ、電子タバコ等を含みます。）すること。
（9）国際子ども図書館の施設を、施設の目的以外の目的で使用したり、長時間又は大人数で占有すること。
（10）職員の許可なく利用者出入口以外の出入口から出入りすること。
（11）その他、資料保全、館内の安全、良好な利用環境の維持、職員等の円滑な業務遂行のため館が禁止する行為

２ 資料の利用

資料を利用する際には、次の事項を遵守してください。

（1）資料は館内の所定の場所で利用すること。所定の場所から外に持ち出したり、持ち出そうとしないこと。
（2）資料は大切に扱い、折り曲げる、無理に開く、投げる等の行為はしないこと。
（3）資料を切り取る、破り取る等の行為をしないこと。また、資料に書き込みをしないこと。
（4）資料は返却するまでの間、十分に注意して管理すること。
（5）その他、資料を破損又は汚損するおそれがある行為をしないこと。

３ 資料の返却と退室

資料を返却する際には、国際子ども図書館の指定する場所に国際子ども図書館の定める方法で返却してください。また、後日複写を申し込んだ資料を除き、資料を全て返却していない利用者は退室できません。プリントアウトカウンターでプリントアウトを申し込み、製品を受領していない利用者も同様です。

４ 施設及び備品類

国際子ども図書館の施設や備品類を使用する際には、次の事項を遵守してください。

（1）端末その他の機器類を乱暴に扱わないこと。
（2）トイレその他の館内の施設や、閲覧机、椅子その他の備品類を汚したり、壊したり、傷つけたりしないこと。
（3）備品類を持ち帰らないこと。

５　職員等の指示

資料及び施設の利用等に関し、職員等が職務上行う指示に従ってください。

児童書研究資料室の利用に際しては、次に掲げる事項をお守りください。

1 児童書研究資料室への持込禁止品

利用者は、児童書研究資料室内に次の物を持ち込むことはできません。医療上その他の理由で持ち込む必要がある場合には、お申し出ください。

（1）B5 判以上の大きさの不透明な袋物（かばん、紙袋、封筒等）
（2）コピー機、カメラ、ビデオ録画機、スキャナー等
（3）飲食物（あめ、ガム、ペットボトル飲料を含みます。）
（4）その他、資料の保全、資料室内の安全、良好な利用環境の維持等のため、国際子ども図書館が持込みを不適当と判断したもの

2 児童書研究資料室における手荷物の預託

利用者は、手荷物をロッカーに預け、貴重品、ノートなど資料室内に持ち込む必要のある手回り品は透明な袋等に入れてください。紛失した場合でも国際子ども図書館は責任を負いかねますので、管理はご自身でお願いします。退室に際しては、資料保全のため、手回り品を入れた袋等を確認させていただくことがあります。ロッカーの利用は、当日限り（開館時間の終了まで）とし、ロッカー内に残された物品は遺失物として取り扱います。また、管理上の理由から、ロッカー内に未施錠のまま手回り品が入れてあったり、資料室内に手回り品等が放置されていた場合は、遺失物として取り扱ったり、国際子ども図書館が一時保管をすることがあります。

3 児童書研究資料室利用の際の氏名等の記入

登録利用者カードを所持しない利用者は、利用申込書等に利用者本人の氏名その他の必要事項を正しく記入してください。資料請求の際にも、資料請求票等に同様に正しく記入又は入力してください。

4 児童書研究資料室の利用カード等

登録利用者カード、当日利用カード（以下「利用カード」とします。）及び利用証（バッジ）の取扱いに関しては、次の事項を遵守してください。

（1）利用カードを故意又は過失により紛失したり、曲げたり、汚したり、乱暴に扱ったりしないこと。
（2）利用カードに記載された識別番号及び暗証番号をみだりに他に漏らさないこと。
（3）他の利用者との間で利用カードの貸し借りをしないこと。
（4）利用証は、常に見やすい箇所に着用すること。
（5）端末等に、利用カードを長時間放置しないこと。
（6）当日利用カード及び利用証は、退室の際、返却すること。

状況に応じ、以下の措置をとる場合があります。

1 利用中止・退館措置

国際子ども図書館は、この定めに掲げる禁止行為を行い、又は遵守を求める事項に違反した利用者に対し、是正を求めてもなお是正されない場合には、国立国会図書館資料利用規則の規定に基づく資料の利用の中止又は停止を命じ、更に入館を拒み、又は退館を命ずることができます。特に、暴力行為、痴漢行為や性的嫌がらせ、又は許可のない資料の持出しや切取りを行った利用者に対しては、直ちに資料の利用の中止及び退館を命じます。

2 民事・刑事上の責任

国際子ども図書館の資料、施設、備品類等を汚損し、損傷し、又は亡失した利用者には、法令等に基づく損害の賠償を求めます。国際子ども図書館は、利用者がこの定めに掲げる禁止行為を実行し、又は国際子ども図書館が遵守を求める事項に違反した場合において、それらが犯罪行為に当たると判断したときは、警察に通報します。

3 入館の制限

国際子ども図書館は、この定めに掲げる禁止行為を行い、又は国際子ども図書館が遵守を求める事項に違反した利用者に対し、その禁止行為又は違反の状況等を勘案して、国立国会図書館資料利用規則の規定に基づく資料の利用の中止又は停止を命じ、更に入館を制限することがあります。

2025.4.1 国際子ども図書館